

建設水道常任委員会審査概要報告書

委員長 坂林 永喜

- I 開催年月日 平成 29 年 7 月 11 日（火）
II 会議時間 午前 10 時 00 分～午前 10 時 45 分
III 出席委員等 〔出席委員〕◎坂林 永喜 ○福井 直樹 水口 清志
樋詰 和子 大井 正樹 山沼 茂敏
（◎…委員長 ○…副委員長）
〔議長〕 曾田 康司
〔副議長〕※樋詰 和子は委員として出席
〔説明員〕 別紙名簿のとおり
〔委員外議員〕 なし
〔事務局職員〕 敦賀 茂樹 安東 浩志 柚原 規泰
三好 伸幸
〔傍聴者〕 なし

IV 審査の概要

1 報告事項について

〈 当局から、次のとおり報告・説明があった。〉

〔都市創造部〕

。高岡市住宅マスタープランについて

〈 委員から次の質疑があった。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

【市営住宅を活用した若者への定住促進について】

- 市営住宅の入居者について、最短の入居期間および最長の入居期間は。
- △ 最短で約 2 カ月、最長で約 29 年である。
- 市営住宅は元来、住宅困窮者に住宅を供給することを目的としているが、全国的に人口減少が進展するなかで、他の自治体では、人口を確保する手段として、若者世代に住宅を提供している自治体がある。若者世代は、年齢を重ねて所得が増加すれば、一戸建てなどに移り住み、定住が見込まれることから、若者世代専用期間

を限定して市営住宅を提供することを検討しては。

- △ 市営住宅は入居要件を設けており、入居者は、生活困窮者や低所得者であるひとり親家庭や老夫婦が多くを占めている。若者世代や子育て世帯においても、所得が低く、家賃の負担が大きいことから、所得の低い間は市営住宅を利用して貰えたらと考える。その後、所得が増加した後、一戸建てに移り住んで頂くような流れが望ましい。新たな住宅マスタープランでは、今後増え続ける高齢者世帯に加え、子育て世帯も対象に住宅施策の方針を検討していくこととしており、検討を進めていく中で、若者世代や子育て世帯に期間を限定して市営住宅を提供することも検討課題としたい。
- 今後、人口減少を避けることが出来ない中で、若者を呼び込むための都市間競争が繰り広げられることは好ましくないが、市外への若者の流出を防ぐことは重要と考える。若者世代や子育て世帯への支援を強化することを検討して貰いたい。（要望）

【新しい住宅マスタープランの構想について】

- 新しい住宅マスタープランは、どの世代や用途地域を対象に、どのような構想で策定するのか。
- △ 全世代を対象としているが、特に、子育て世代や高齢者を対象にまちなかに居住できる環境づくりに着目して、新しいプランの策定を進めている。用途地域については、居住地域を対象としている。

本市のまちづくりは、これまで市街地の拡大を進めてきたが、これから策定する都市計画マスタープランや立地適正化計画では、人口を集約するため市街地を縮小し、コンパクトなまちづくりを進めていくこととしている。居住地域についてもこの方針に沿うことから、これまでまちなか区域に限定してきた居住への支援を、今後は、人口を集約していく区域にも拡充を検討する必要があると考える。
- 新しい住宅マスタープランに基づく取り組みの推進にあたって、民間事業者とどう連携していくのか。
- △ 新しい住宅マスタープランでは、住生活基本法を基に、公営住宅と民間賃貸住宅の役割分担を明確にすることとしており、賃貸住宅を斡旋する不動産業者等に対して、民間賃貸住宅の役割を説明していきたい。
- 現行の住宅マスタープランは平成 20 年度から 29 年度を計画期間として取り組んできたが、現行プランの取り組みの検証を踏まえて、新しいプランにどう反映させるのか。
- △ 現行のプランについては、基本目標の達成状況や取り組みの進捗状況の詳細を、現在、評価・検証中である。29 年 8 月 1 日の第 1 回策定委員会において、この評価・検証結果を報告するとともに、新しいプランの基本理念や目標、方針を示したい。現行のプランの取り組みの成果としては、まちなかで中古物件が多く見受けられ利活用が進まなかったなかで、隣地土地の購入や隣地建築物の除去への補助制度を設けたことで、この制度の利用者数が増えていることから、まちなか居住の推進に寄与しているものと考え。加えて、新婚家庭に対する住宅増改築などへの利子補給

制度の利用者数が近年増加傾向にあることから、本市での若者世代の定住や流入に寄与しているものとする。また、課題としては、現状の住宅補助支援が新築住宅に偏っており、今後増加する中古住宅の利活用への支援について拡充を検討していく必要があると考えている。

新しいプランでは、人口減少や社会情勢を踏まえて、これまでの取り組みの成果や課題を反映させ、今後 10 年間の取り組みの指針となるものを策定したい。

- 若者世代の居住やまちなか居住の推進に向けて様々な支援制度を設けているが、若者世代の定住や流入を促すことは困難であると捉えており、今後、支援や補助のあり方をさらに検討し、拡充していく必要があると考える。新しい住宅マスタープランの策定にあたっては、行政以外の委員を含めて審議していくが、プランの策定と併せてさらに効果的な支援制度も検討していくべきと考える。また、これら支援制度を認識していない若者世代が多く見受けられることから、策定委員会の委員を活用し、支援制度の周知を広く図っていくべきと考えるが、見解は。

- △ これまでの支援制度の利用状況を検証しながら、より利便性の良い制度へと改善していくとともに、現状に合致したものとなるよう支援体制を抜本的に変更する必要があると考える。さらに、郊外へ流出していった若者世代をまちなかに呼び戻すことが課題ではあるが、喫緊の課題はまちなかに増加する空き家の対策であり、空き家の利活用を含めて支援のあり方を全体的に検討する必要があると考える。まずは、支援のあり方を策定委員会の中で検討し、見直した新しい支援制度を、各委員を通じて外部へ広く発信していきたい。

【御馬出市営住宅について】

- 御馬出市営住宅は、老朽化が目立ち、まちなかの景観にも好ましくないことから、対策が必要と考えるが、見解は。
- △ 御馬出市営住宅は、昭和 40 年代に建築されたため、近年は老朽化が目立つことから、対策が必要と考えているが、建物を区分所有しているため、市の一存で建て替えや解体などを実施できない。この市営住宅の 1 階では、区分所有者が電気店を営んでおり、この区分所有者と今後の対応を協議している。また、現在 6 世帯が入居しており、この入居者とも将来的に他の市営住宅等へ転居することなどを交渉していきたい。今後、解体などを実施するにあたっては、区分所有者との費用負担や補償を協議するとともに、入居者への家賃補償などの生活の保障も考えていく必要がある。
- 公共施設の整備にあたって、区分所有を行った場合、事態が複雑になるため、避けるべきと考える。また、近年では、中心市街地にマンションも建築されるなど需要もある。御馬出市営住宅の老朽化は著しく、時間的猶予があまりないように見受けられることから、市の主導で、区分所有者の了承のもと、例えば、建築物を解体して民間へ売却するなど、早急に対応すべきでは。
- △ 御馬出市営住宅が区分所有によって建築されたことは、当時としては妥当な判断だったと考える。なお、解体などについては、ご指摘の通り、老朽化が目立つことから、早急に対応していきたい。

【住宅マスタープランと公共施設白書との関係について】

- 公共施設の利用状況や運営実態などを調査・分析し、公共施設の適正化に向けた議論を進めていくため、公共施設白書を策定しているが、この白書と新しく策定する住宅マスタープランの関係は。
- △ 市では、公共施設の総量の適正化を進めていくこととしており、今後、市営住宅を含めた公共施設は、将来的には耐用年数が過ぎた施設から廃止も含めた検討をしていくこととなる。市営住宅については、耐用年数に加えて、入居状況や入居予測などを勘案し、存続や廃止を判断していきたい。

2 その他

・行政視察について

7月18日（火）から19日（水）に実施することが報告された。

〈 委員から次の質疑があった。 〉

【7月1日の大雨の被害などについて】

- 平成29年7月1日に発生した大雨は、住吉ポンプ場が稼働するなど降水量が大変多かったが、この大雨による市内の被害状況などは。
- △ 太田地内では、民家付近の崖が崩れたため、降雨によって土砂が流れ込まないよう、市で応急処置を行い、復旧したところである。この費用負担については、民有地のため、土地所有者と交渉中である。
市道では、市道境3号線や太田1号線、二上山万葉ラインにおいて、法面が崩壊したが、速やかに土砂等を除去し、通行可能となっている。その後、新たな崩壊等は発生していない
農地では、福岡町沢川地内において、農道の欠損や、水田に土砂が流入、水稻被害が発生した。林地では、林地の法面が崩れる被害などがあった。
なお、今回の大雨では、住吉ポンプ場が供用開始以降、初めて稼働した。住吉ポンプ場は、一定の水量を超えた深夜0時半頃から明け方6時まで5時間半稼働しており、都市浸水対策として効果的に機能したと考える。
- 福岡地域の小矢部川左岸にある五位庄用水は、大雨時には小矢部川から逆流しないよう対策されているが、近年は想定外の降水量が見受けられることから、この用水が氾濫する懸念があることを、市として把握して貰いたい。（要望）

〈 当局からの報告はなかった。 〉

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

建設水道常任委員会 当局説明員（16名）

都市創造部長	堀 英 人	上下水道事業管理者	黒 木 克 昌
次長	川 上 孝 裕	理事 次長	田 町 芳 昭
参事	舘 下 徹	次長 下水道工務課長	小 嵐 正 吾
都市計画課長	久 郷 聡	参事 総務課長	嘉 信 和 昭
花と緑の課長	広 田 利 和	営業課長	浜 谷 圭 一
建築指導課長	狩 野 有 経	水道工務課長	鴨 島 隆
道路建設課長	赤 阪 忠 良	施設維持課長	村 中 賢 一
土木維持課長	橘 茂 徳		
建築住宅課長	日名田 尚 明		